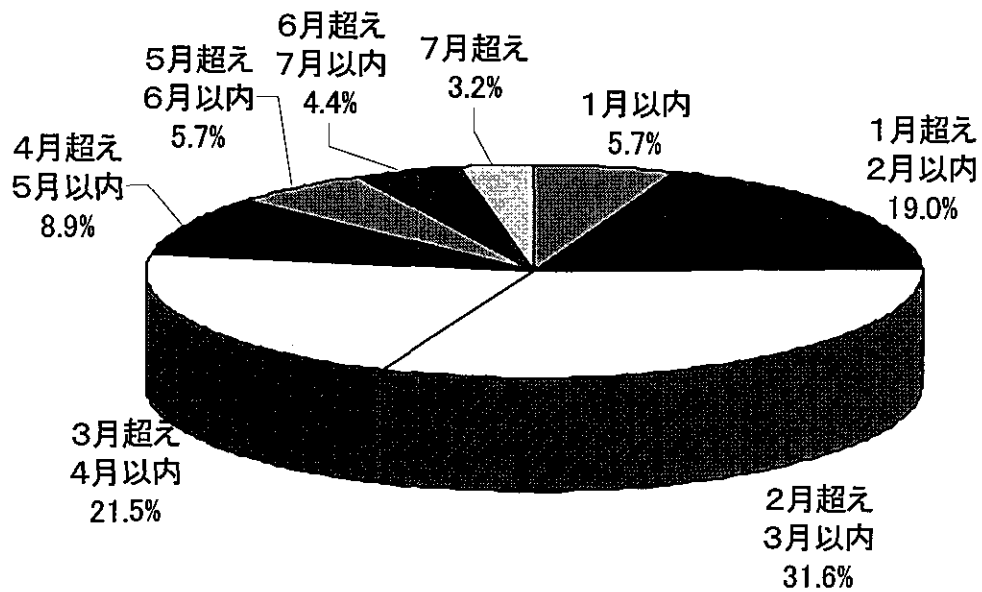


(5) 審理期間別件数（資料6）

○ 2か月以内に24.7%の事件が、3か月以内に56.3%の事件が終局している。

（資料6）審理期間別件数

審理期間	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え 7月以内	7月超え	合計
件数	9	30	50	34	14	9	7	5	158



(6) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料 7）

家庭裁判所は、児童福祉法 28 条 1 項に基づく入所措置又はその更新を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる（児童福祉法 28 条 6 項）。

- 児童福祉法 28 条 1 項事件の認容審判 145 件中、16 件についてこの勧告がされている。

（資料 7）保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総 数	認 容 審 判
		うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件 数	145	16

第2 児童福祉法28条2項事件の動向

児童福祉法28条1項の承認を得て採られた施設入所等の措置の期間は、2年を超えてはならない。ただし、2年を超えて施設入所等の措置を継続する必要がある場合には、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（児童福祉法28条2項）。

1 事件数の動向（資料8）

司法統計によれば、平成20年の児童福祉法28条2項事件の新受件数は、125件であった。

（資料8）児童福祉法28条2項事件の新受・既済件数

	新受総数	既済総数				
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	43	0	0	0	0	0
平成18年	142	168	155	0	13	0
平成19年	58	59	56	0	3	0
平成20年	125	114	105	0	9	0

※ 平成17年は4月から12月までの数値である。

※ 平成20年の数値は、速報値である。

2 事件処理の実情

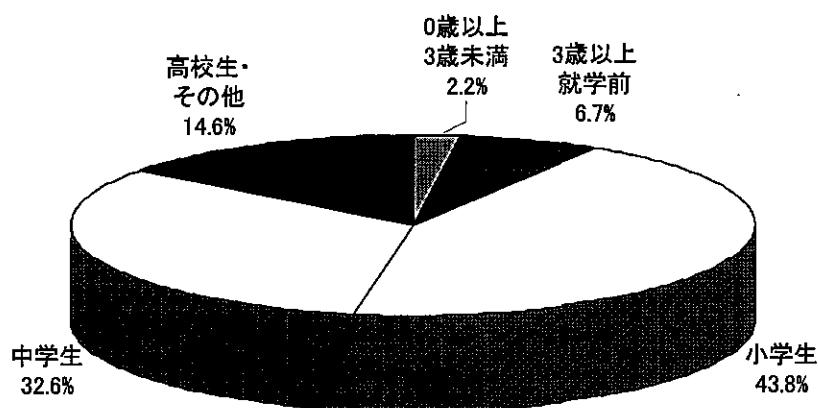
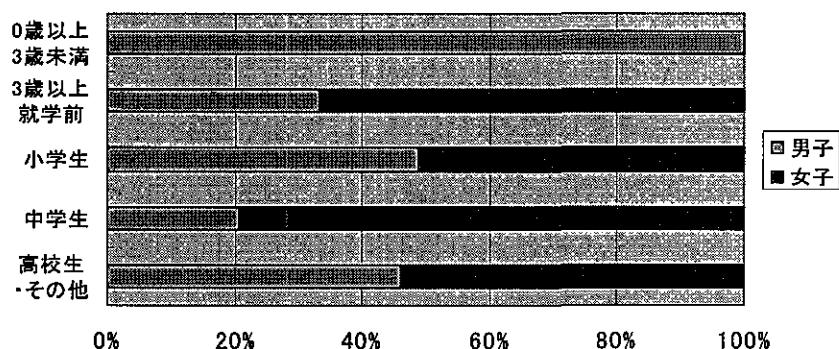
平成20年1月から同年12月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条2項事件114件のうち、当局で把握した89件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数（資料 9）

- 対象となった児童の男女比は、男子が 39.3%，女子が 60.7%である。
- 対象となった児童の年齢は、0 歳以上 3 歳未満が 2.2%，3 歳以上就学前の児童が 6.7%，小学生が 43.8%，中学生が 32.6%，高校生・その他が 14.6%となっている。

（資料 9）児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	2	2	19	6	6	35	39.3%
女子	0	4	20	23	7	54	60.7%
合計	2	6	39	29	13	89	100.0%

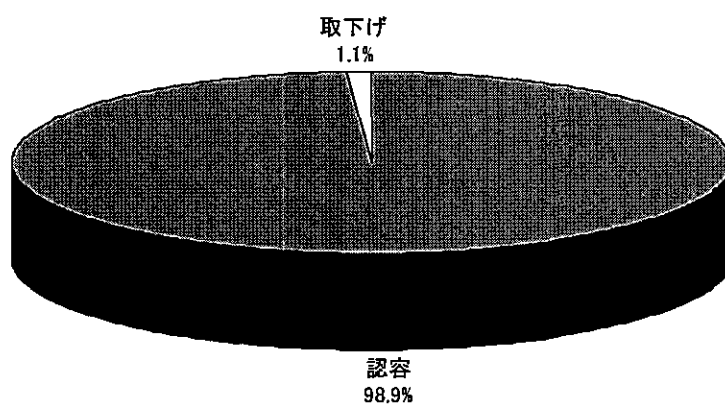


(2) 終局区分別件数 (資料 10)

○ 終局区分は、認容が 98.9%, 却下が 0.0%, 取下げが 1.1% となっている。

(資料 10) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	88	0	1	89



(3) 施設入所等の措置の期間の更新回数（資料 1 1）

- 児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 88 件中，47 件は 2 回目の期間更新を承認したものである。

（資料 1 1）承認の対象となった期間更新の更新回数別

承認の対象	1回目の期間更新	2回目の期間更新	合計
件数	41	47	88

(4) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料 1 2）

- 児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 88 件中，7 件について同法 28 条 6 項による都道府県への勧告がされている。

（資料 1 2）保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する都道府県への勧告あり
件数	88	7

第3 特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分(資料13及び資料14)

一時保護が加えられている児童について児童福祉法28条1項事件の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律12条1項の規定により、当該児童の保護者について、児童との面会及び通信が制限されている場合において、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる(特別家事審判規則18条の2^(註))。

(注) 本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成17年最高裁判所規則第5号。平成17年4月1日施行)により新設された後、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成20年最高裁判所規則第1号)により改正されたものである。具体的には、児童福祉法28条1項の承認審判事件を本案とする審判前の保全処分の内容について、面会・通信制限の保全処分から、つきまとい・はいかい禁止の保全処分に改められたものである。これは、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)によって、同意入所措置又は一時保護中の児童の保護者について、児童相談所長等は、当該児童との面会・通信を制限することができるようになったことを踏まえたものである(上記改正による児童虐待の防止等に関する法律12条1項)。

これらの改正法及び改正規則は、いずれも平成20年4月1日施行であり(改正法附則第1条、改正規則附則第1項)、資料13は改正前の規則による事件を、資料14は改正後の規則による事件をそれぞれ対象としている。

- 司法統計によれば、平成20年最高裁判所規則第1号による改正前の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件（面会・通信の制限）の新受件数は2件、同改正施行（平成20年4月1日）後の同条による審判前の保全処分事件（つきまとい・はいかいの禁止）の新受件数は0件であった。

（資料13）改正前の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件の新受・既済件数（面会・通信の制限）

	新受総数	既済総数				
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	6	6	2	1	3	0
平成18年	7	5	1	0	2	2
平成19年	8	7	3	0	4	0
平成20年	2	4	0	0	4	0

※ 平成20年は1月から3月までの数値である。

※ 平成20年の数値は、速報値である。

（資料14）改正後の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件の新受・既済件数（つきまとい・はいかいの禁止）

	新受総数	既済総数				
			認容	却下	取下げ	その他
平成20年	0	0	0	0	0	0

※ 平成20年4月からの数値である。

※ 数値は速報値である。

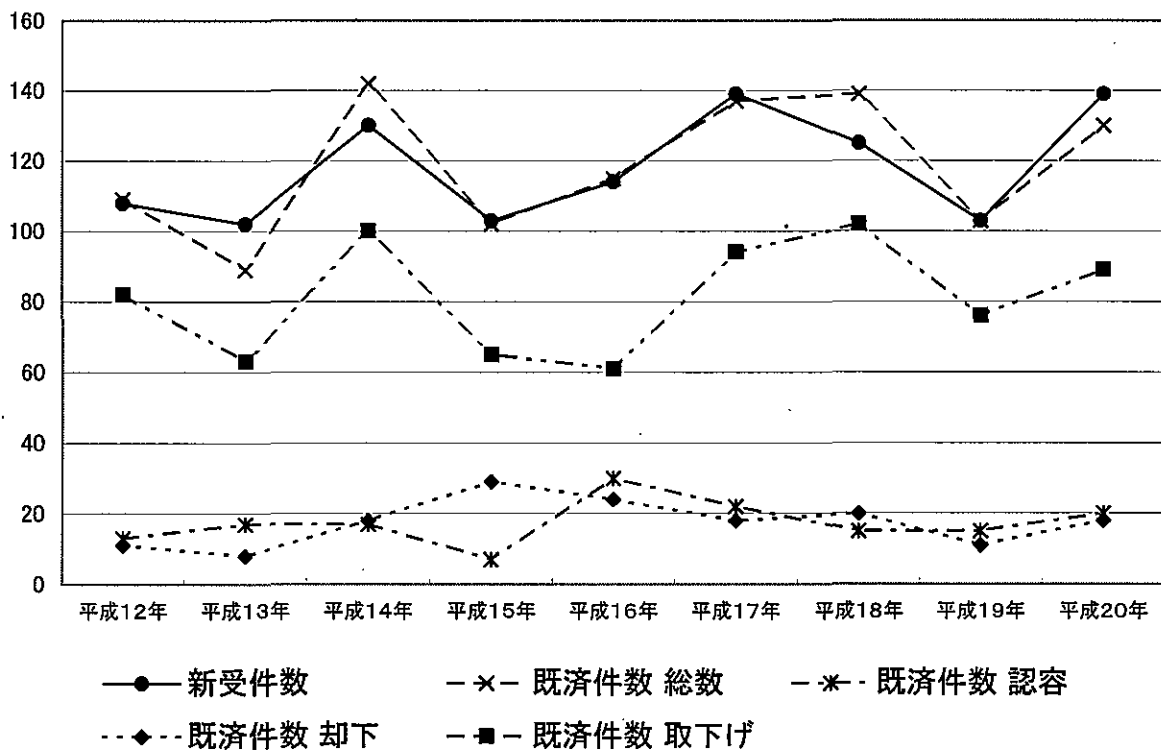
親権・管理権の喪失の宣告・取消し事件の新受・既済等の推移

司法統計

平成20年は速報値である。

	新受件数	既済件数				
		総数	認容	却下	取下げ	その他
平成12年	108	109	13	11	82	3
平成13年	102	89	17	8	63	1
平成14年	130	142	17	18	100	7
平成15年	103	102	7	29	65	1
平成16年	114	115	30	24	61	0
平成17年	139	137	22	18	94	3
平成18年	125	139	15	20	102	2
平成19年	103	103	15	11	76	1
平成20年	139	130	20	18	89	3

新受・既済等の推移



親権・管理権喪失の宣告・取消し事件の事件数の動向

平成20年1月～12月

			既済総数	(終局別内訳)			
				認容	却下	取下げ	その他・不明
親権・管理権喪失の宣告・取消し			102	13	15	63	11
	うち 親権喪失の宣告		97	10	15	61	11
	(申立人 別内訳)	実父	21	0	8	10	3
		実母	5	0	0	5	0
		父方祖父母	5	0	1	2	2
		母方祖父母	36	7	4	22	3
		父方おじおば	5	1	0	3	1
		母方おじおば	13	0	1	12	0
		その他親族	5	1	1	3	0
		児童相談所長	7	1	0	4	2
	うち 親権喪失の宣告取消し		2	2	0	0	0
	うち 管理権喪失の宣告		3	1	0	2	0
	うち 管理権喪失の宣告取消		0	0	0	0	0